

ラ・ムー郷東店・ゲオミラクルタウン店 (No.1194)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 1 月 30 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
令和 4 年 8 月 15 日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラ・ムー郷東店・ゲオミラクルタウン店  
高松市郷東町 210 番地 1 外
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から聴取した意見の概要  
(意見の概要)  
大規模小売店舗の荷捌き施設が増えるとともに、小売業に係る開店時間が 24 時間とされており、特に夜間における青少年健全育成への対応及び交通事故防止への対応については、十分な配慮を願いたい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課  
縦覧期間： 令和 5 年 1 月 30 日から令和 5 年 2 月 28 日まで